

旧			新		
その2 占用料			その2 占用料		
工作物等の区分	単位	金額	工作物等の区分	単位	金額
電柱並びにその支柱，支線及び支線柱	1本につき1年	710円	第1種電柱	1本につき1年	610円
			第2種電柱		950円
			第3種電柱		1,100円
電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱，支線及び支線柱	1本につき1年	260円	第1種電話柱		550円
			第2種電話柱		880円
			第3種電話柱		1,000円
			その他の柱類		55円
街灯	1本につき1年	270円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1	5円
変圧塔及び送電塔	1平方メートルにつき1年	520円	地下に設ける電線その他の線類	年	3円
水道管， 下水道管，ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	52円	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,100円
外径0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	52円	水道管， 下水道管，ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	29円
外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100円	外径が0.07メートル未満のもの		42円
外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	260円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		64円
外径1.0メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	520円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		85円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		120円
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		170円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		290円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		420円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		850円
			外径が1メートル以上のもの		
通路，鉄道，軌道，公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	520円	通路，鉄道，軌道，公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	1,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	320円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	460円
公衆電話所	1個につき1年	800円	公衆電話所		1,100円
競技会，展示会，集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	15円	競技会，展示会，集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	15円
標識	1本につき1年	640円	標識	1本につき1年	880円
食糧，医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	1平方メートルにつき1年	800円	食糧，医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	1平方メートルにつき1年	1,100円
地上に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	800円			
地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	520円			
環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令	1平方メートルにつき1年	800円	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令		1,100円
地上に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	800円			
地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	520円			

旧			新		
で定めるもの					
防火用貯水槽で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	520円	防火用貯水槽で地下に設けられるもの		1,100円
蓄電池で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	520円	蓄電池で地下に設けられるもの		1,100円
国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年	520円	国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの		1,100円
橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートルにつき1年	520円	橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの		1,100円
警察署の派出所及びこれに附属する工作物等	1平方メートルにつき1月	360円	警察署の派出所及びこれに附属する工作物等		1,100円
天体，気象又は土地観測施設	1平方メートルにつき1月	360円	天体，気象又は土地観測施設		1,100円
工事中板囲い，足場，詰所その他の工事中施設	1平方メートルにつき1月	360円	工事中板囲い，足場，詰所その他の工事中施設	1平方メートルにつき1月	170円
土石，竹木，瓦その他の工事中材料の置場	1平方メートルにつき1月	360円	土石，竹木，瓦その他の工事中材料の置場		170円
備考	<p>1 占有面積若しくは工作物等の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは，1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>2 占有料の額が年額で定められている工作物等に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは，月割りをもって計算し，なお1月未満の端数があるときは，1月として計算する。</p> <p>3 占有料の額が月額で定められている工作物等に係る占有の期間に端数が生じたときは，16日以上を月額，15日以下は月額の半額とする。</p> <p>4 占有料が1件50円未満のときは，50円とする。</p>		備考	<p>1 この表において「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考の1において同じ。)を支持するものを，「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを，「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 この表において「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい，電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考の2において同じ。)を支持するものを，「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを，「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 この表において「共架電線」とは，電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 占有面積若しくは工作物等の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは，1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>5 占有料の額が年額で定められている工作物等に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは，月割りをもって計算し，なお1月未満の端数があるときは，1月として計算し，占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは，1月として計算するものとする。</p> <p>6 占有料が1件100円未満のときは，100円とする。</p>	